

5巡目（令和8～12年度）に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する対応

No.	基準等	意見	対応
1	p. 4～5 II 評価基準 領域1 基準 1-2 領域2 基準 2-3 基準 2-5	<p>法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局、最終改訂令和3年3月31日）8法曹コースの質保証において、法曹コース及び法科大学院において責任ある教育を実施することを担保するため、法科大学院の認証評価において、①連携法科大学院が協定先の法曹コースに関し、協定に基づき行うこととされている事項の対応状況及び②特別選抜により連携法科大学院に進学した法曹コース出身者（法学部3年次終了後に早期卒業により法科大学院既修者コースに入学した者や、それ以外の者も含む。）の司法試験合格率を厳正に評価することとされていることから、評価基準や自己評価実施要項において、法科大学院が法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を受けている場合は上記につき「厳正に評価する」旨を明確化・明文化するべきではないか。</p> <p>また、上記の趣旨を鑑み、重点評価項目とするべきではないか。</p>	<p>【対応】 修正は行わない。</p> <p>【理由】 5巡目（令和8～12年度）の法科大学院認証評価の概要（案）及び、法科大学院評価基準要綱の改定内容（案）に説明しているとおり、司法試験合格状況については法科大学院の現況を示すものであるため、領域1「法科大学院の教育活動等の現況」の新基準1-2として再配置し、司法試験合格率の現況の課題の認識とそれに対する対応状況については、領域2「法科大学院の教育活動等の質保証」における基準において分析することとし、新基準2-3として引き続き重点評価項目とした。</p> <p>5巡目においても、領域2の内部質保証に係る体制、手順、改善・向上に係る取組状況に関する評価基準を重点評価項目としつつ、認証評価として全ての基準について引き続き厳正な評価を行う。なお、御意見のうち①の点については、現行の基準2-6で分析しており、新基準2-5として引き続き分析を行う。また、②の点については、法曹養成連携協定法曹養成連携協定に関する運用ガイドライン（文部科学省高等教育局）の趣旨を踏まえ、法曹養成連携協定を締結し、文部科学大臣の認定を</p>

No.	基準等	意見	対応
			<p>受けている場合は、特別選抜により連携法科大学院に進学した認定連携基礎課程からの進学者の司法試験の合格率についても算出し、法曹養成連携協定締結時に目標として設定した合格率を比較し分析することを自己点検・評価の対象として実施し、課題の有無及びその対応を策定していることを新基準2－3の重点評価項目の内容として分析することとしており、今後策定する5巡目の自己評価実施要項において分析手順とする予定である。</p>